

八戸市奨学金条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

連帯保証人の資格について、同条例の改正内容に合わせて規定するとともに、第1種特別奨学金の当然免除要件に係る規定の整備その他所要の改正をするため。

2 改正の主な内容

(1) 連帯保証人の資格（第3条）

奨学金の種類	連帯保証人の人数・資格	
一般奨学金（貸与型）	2人	・父母、兄弟又はこれに代わる者 ・申請者と別生計で独立の生計を営む者
第1種特別奨学金（償還免除型）		
第2種特別奨学金（給付型）	1人	・父母、兄弟又はこれに代わる者

(2) 第1種特別奨学金の当然免除要件（第11条）

現行では、奨学生が病気その他特別の理由により退学又は奨学金の貸与を辞退した場合の償還免除について規定されていないことから、免除要件を満たす場合には卒業を要しない旨を規定する。

免除要件

- ・在学期間中に年2回、状況報告書を提出すること
- ・在学期間中に年1回、市内の中学校等で進路学習等に資する奉仕活動を行い、奉仕活動報告書を提出すること

(3) 現行の運用に合わせた改正

- ① 奨学生の進級調査において、現行では学校からの回答票により貸与・給付の適否を確認していることから、学業成績書の提出は不要とする。
- ② 貸与・給付の状況を記録する帳簿について、業務の効率化を図るため、様式によらず電磁的記録により管理することができるものとする。

3 施行期日 令和4年4月1日

八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部改正（案）について

1. 改正の理由

南郷スクールバスの事業内容の見直しに伴い、利用者の範囲を改めるものである。

2. 改正の内容

第3条第4号中「田代地区」の次に「、頃巻沢地区及び不習地区」を加える。

3. 施行期日

令和4年4月1日

4. 南郷スクールバスについて

(1) 現在の運行状況【6地区5路線】

対象地区	路線名	学校	使用車両
増田地区（旧増田小中学区）	増田線	南郷小、中沢中	マイクロバス
中野地区（旧中野小学区）	中野線	南郷小、中沢中	マイクロバス
鳩田地区（旧鳩田小学区）	鳩田線	南郷小、中沢中	マイクロバス
田代地区（旧田代小中学区）	田代線	島守小、島守中	R2.4よりタクシー
不習地区（旧緑小学区） 頃巻沢地区（旧頃巻沢小学区）	不習・頃巻沢線	島守小、島守中	R2.9よりワゴン車

- 平成29年4月に田代小中学校が島守小学校と島守中学校に統合され、田代線を追加
- 令和元年度まではマイクロバス5台（路線ごとに各1台）で運行
- 児童生徒数の減少に伴い、令和2年度より2路線をタクシーとワゴン車で運行

(2) 田代地区、不習地区及び頃巻沢地区の利用（予定）児童生徒数と令和4年度の運行予定

対象地区	H29	H30	R1	R2	R3	R4
田代地区（旧田代小中学区）	7	6	4	4	4	7
不習地区（旧緑小学区）	3	1	1	1	1	2
頃巻沢地区（旧頃巻沢小学区）	6	6	7	7	5	4

- タクシーとワゴン車の定員はそれぞれ4名と10名（いずれも運転手を除く）
- 児童生徒数の増減により、現在の路線と使用車両では座席数が不足するため、令和4年度は次のとおり変更予定

【現在】田代線（タクシー）、不習・頃巻沢線（ワゴン車）

【変更後】田代・不習線（ワゴン車）、頃巻沢線（タクシー）

(3) 南郷地区に係る「八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則」の改正

- 田代地区を運行可能地区に追加（令和2年4月1日施行）
- 頃巻沢地区及び不習地区を運行可能地区に追加（令和4年4月1日施行予定）
⇒令和4年度にスクールタクシーを運行するのは頃巻沢地区のみの予定であるが、令和5年度以降も運行地区を変更する可能性があるため、3地区とも運行可能地区として規定